



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

\*24 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

714 随意契約の相手方の決定	(循環型社会推進課)..... 11
715 管理美容師資格認定講習会の指定	(食品・生活衛生課)..... 11
716 管理美容師資格認定講習会の指定	( " )..... 12
717 新六箇井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)..... 12
718 令和2年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課)..... 13
719 令和2年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	( " )..... 15
720 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 16
721 "	( " )..... 16
722 保安林の指定	( " )..... 17
723 "	( " )..... 17
724 保安林の指定施業要件の変更	( " )..... 17
725 使用料の収納事務の委託	(建築住宅課)..... 18

## 教育委員会規則

### 和歌山県規則第24号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月19日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則(平成14年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(奨学金の貸与の予約) 第5条 略 2 前項第1号に掲げる書類については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号を記載した同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙(別記第1号様式の2)の添付をもって、前項第1号に掲げる書類の添付に代えることができる。この場合において、当該同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙には、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードその他の個人番号を確認できる書類の写し及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施	(奨学金の貸与の予約) 第5条 略

行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1項各号に掲げる書類の写しを貼付し、又は添付しなければならない。

- 3 教育長は、第1項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金の貸与を予定する旨を決定し、中学校長等を経由して当該申請者に通知するものとする。
- 4 教育長は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、和歌山県修学奨励金選考委員会(次項において「選考委員会」という。)の意見を聴することができる。
- 5 略

(奨学金の貸与の申請)

第5条の2 前条第3項の規定により、奨学金の貸与を予定する旨の決定を受けた者(以下「奨学金貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学後、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の3)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- 2 高等学校等に在学する者で、奨学金の貸与を受けようとする者(奨学金貸与予定者を除く。以下「在学申請者」という。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の4)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校長等を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

3 略

4 第5条第2項の規定は、第2項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付及び前項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。

(進学助成金の貸与の申請)

第5条の3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者を除く。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の5)に次の第1号及び第2号に掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第3号及び第4号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できるものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の5)に次の第1号から第5号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第6号及び第7号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、前項第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できないものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の5)に次の第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第4号及び第5号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受けた後、和歌山県修学奨励金貸与者選考委員会(以下「選考委員会」という。)においてその内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金の貸与を予定する旨を決定し、中学校長等を経由して当該申請者に通知するものとする。

3 略

(奨学金の貸与の申請)

第5条の2 前条第2項の規定により、奨学金の貸与を予定する旨の決定を受けた者(以下「奨学金貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学後、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の2)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2 高等学校等に在学する者で、奨学金の貸与を受けようとする者(奨学金貸与予定者を除く。以下「在学申請者」という。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の3)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校長等を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

3 略

(進学助成金の貸与の申請)

第5条の3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者を除く。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の4)に次の第1号及び第2号に掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第3号及び第4号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できるものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の4)に次の第1号から第5号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第6号及び第7号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、前項第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できないものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の4)に次の第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第4号及び第5号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

ない。

(1)～(5) 略

4 第5条第2項の規定は、第1項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付、第2項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付及び前項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。

(進学助成金の貸与の内定)

第5条の4 教育長は、前条第1項又は第3項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、適当と認めるときは、進学助成金の貸与を内定する旨を決定し、高等学校長等を経由して当該申請者に通知するものとする。

2 第5条第4項の規定は、前項の審査について準用する。

(貸与の決定)

第6条 略

2 教育長は、第5条の2第2項若しくは第3項又は第5条の3第2項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、修学奨励金の貸与を決定し、第5条の2第2項又は第3項の申請書を提出した者については高等学校長等を経由し、第5条の3第2項の申請書を提出した者については直接、その旨を通知するものとする。

3 略

4 第5条第4項の規定は、第2項の審査について準用する。

(返還の方法)

第12条 略

2 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者又は連帯保証人が、修学奨励金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求することができる。

3・4 略

(返還期間の延長)

第15条 条例第12条の規定により修学奨励金の返還に係る期間の延長について申請をしようとする者は、その事由を明記した返還期間延長申請書(別記第15号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めるときは、修学奨励金の返還に係る期間の延長を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 条例第12条に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

(1) 奨学金 10年以内

(2) 進学助成金 5年以内

(延滞金の免除)

第16条 条例第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、その事由を明記した延滞金免除申請書(別記第16号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 略

ない。

(1)～(5) 略

(進学助成金の貸与の内定)

第5条の4 教育長は、前条第1項又は第3項の申請書の提出を受けた後、選考委員会においてその内容を審査し、適当と認めるときは、進学助成金の貸与を内定する旨を決定し、高等学校長等を経由して当該申請者に通知するものとする。

(貸与の決定)

第6条 略

2 教育長は、第5条の2第2項若しくは第3項又は第5条の3第2項の申請書の提出を受けた後、選考委員会においてその内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、修学奨励金の貸与を決定し、第5条の2第2項又は第3項の申請書を提出した者については高等学校長等を経由し、第5条の3第2項の申請書を提出した者については直接、その旨を通知するものとする。

3 略

(返還の方法)

第12条 略

2 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者又は連帯保証人が、正当な理由なく修学奨励金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求することができる。

3・4 略

(延滞金の免除)

第15条 条例第12条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、その事由を明記した延滞金免除申請書(別記第15号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 略

別記第1号様式の4を別記第1号様式の5とし、別記第1号様式の3を別記第1号様式の4とし、別記第1号様式の2を別記第1号様式の3とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2(第5条関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード(写)等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の予約又は申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意します。下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	(学校名: )		
同意者	申請者との続柄	生年月日	年 月 日
	ふりがな		
	氏名		
	個人番号	-	-
	住所		
同意者	申請者との続柄	生年月日	年 月 日
	ふりがな		
	氏名		
	個人番号	-	-
	住所		
同意者	申請者との続柄	生年月日	年 月 日
	ふりがな		
	氏名		
	個人番号	-	-
	住所		
同意者	申請者との続柄	生年月日	年 月 日
	ふりがな		
	氏名		
	個人番号	-	-
	住所		

備考

- 1 同意者(所得がある者に限る。)本人が記載してください。
- 2 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 3 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです((3)の書類は貼付しないで、添付してください。)。
  - (1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード(個人番号が記載された面)
  - (2) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カード(当該カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る。)
  - (3) 個人番号が記載された住民票
- 4 運転免許証、旅券等「本人(実存)確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人(実存)確認書類貼付欄

別記第2号様式中「平成」を削り、同様式裏面中「傷病」の次に「、経済的理由」を加え、

- 「(8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
  - ア 死亡したとき。
  - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき。
- (9) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。」

を

- 「(8) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に修学奨励金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を延長することができます。
- (9) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
  - ア 死亡したとき。
  - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき。
- (10) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。」

に改める。

別記第4号様式中「正当な理由なく」を削り、「返済義務履行について」の次に「極度額 円まで」を加え、

後見人	氏名	Ⓜ	生年月日
	現住所	〒	年 月 日生 Tel ( ) -

を

後見人	氏名	Ⓜ	生年月日
	現住所	〒	年 月 日生 Tel ( ) -

に

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)

改める。

別記第4号様式の2中



及び「正当な理由なく」を削り、「返済義務履行について」

の次に「極度額 円まで」を加え、

後見人	氏名	Ⓜ	生年月日
	現住所	〒	年 月 日生 Tel ( ) -

を

後見人	氏名	Ⓜ	生年月日
	現住所	〒	年 月 日生 Tel ( ) -

に

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)

改める。

別記第15号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を別記第16号様式とし、別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号様式(第15条関係)

## 返還期間延長申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	印
本人住所	(〒 - ) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還期間の延長をしたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 記

1	希望延長期間	年 月 から 年 月 まで
2	期間延長理由	

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。  
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の次に1様式を加える改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる施行の日（第3項において「改正法第6号施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から改正法第6号施行日までの間は、第5条中「別記第1号様式の2」とあるのは、「附則別記様式」とする。
- 3 この規則の施行の前日に連帯保証人になった者の修学奨励金の貸与に係る保証債務については、なお従前の例による。

附則別記様式（附則第2項関係）

（表面）

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード（写）等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の予約又は申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	(学校名： )			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号			
	住所			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号			
	住所			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号			
	住所			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号			
	住所			

備考

- 1 同意者（所得がある者に限る。）本人が記載してください。
- 2 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 3 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです（(3)の書類は貼付しないで、添付してください。）。
  - (1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード（個人番号が記載された面）
  - (2) 番号法第7条第1項に規定する通知カード
  - (3) 個人番号が記載された住民票
- 4 運転免許証、旅券等「本人（実存）確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人(実存)確認書類貼付欄

## 告 示

## 和歌山県告示第714号

有田養鶏農業協同組合に係る家畜（鶏）の死体の処理のための処理容器購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
プラスチック製容器 一式（予定数量17,450個）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年3月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社産九  
和歌山市鳴神761番地の1
- 5 随意契約に係る契約金額（1個当たりの金額）  
1,540円（うち消費税及び地方消費税の額140円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

## 和歌山県告示第715号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定し、令和2年和歌山県告示第141号（管理理容師資格認定講習会の指定）は、廃止する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
  - (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3番1号 双馬ビル4階401号室
  - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
  - (1) 日程  
第1日 令和2年10月26日  
第2日 令和2年11月2日

第3日 令和2年11月9日

(2) 会場

IBW美容専門学校 学園棟

和歌山市雑賀屋町20番地(電話073-433-1828)

4 受講料 16,000円

和歌山県告示第716号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定し、令和2年和歌山県告示第142号(管理美容師資格認定講習会の指定)は、廃止する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 所在地 大阪市中央区谷町一丁目3番1号 双馬ビル4階401号室

(3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 令和2年10月26日

第2日 令和2年11月2日

第3日 令和2年11月9日

(2) 会場

IBW美容専門学校 学園棟

和歌山市雑賀屋町20番地(電話073-433-1828)

4 受講料 16,000円

和歌山県告示第717号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(令和2年4月24日退任)

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
----	------	-------------

理事	戸口一郎	和歌山市粟349番地2
----	------	-------------

理事	芝由章	和歌山市市小路309番地1
----	-----	---------------

理事	小畑茂隆	和歌山市福島352番地
----	------	-------------

理事	藤木伸夫	和歌山市福島34番地
----	------	------------

理事	芝崎仁一	和歌山市土入34番地
----	------	------------

理事	北村光司	和歌山市梶取81番地
----	------	------------

監事	戸口周	和歌山市楠見中167番地1
----	-----	---------------

監事	榎野仁富	和歌山市狐島505番地
----	------	-------------

監事 西村和郎 和歌山市土入272番地

監事 辻田昌信 和歌山市榎原330番地

2 就任した役員（令和2年4月25日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 楠見皓生 和歌山市船所174番地

理事 戸口一郎 和歌山市粟349番地2

理事 芝由章 和歌山市市小路309番地1

理事 藤木伸夫 和歌山市福島34番地

理事 小畑茂隆 和歌山市福島352番地

理事 川村卓司 和歌山市梶取213番地

理事 西村和郎 和歌山市土入272番地

理事 杉谷昭 和歌山市榎原68番地

監事 土橋敏男 和歌山市粟229番地1

監事 槇野仁富 和歌山市狐島505番地

監事 芝崎仁一 和歌山市土入34番地

監事 笠野忠哉 和歌山市和田1009番地1

和歌山県告示第718号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和2年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月12日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月12日	日	正午	御坊市民文化会館	御坊市藪258番地の2
7月12日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月9日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
8月23日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

## (ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

## (エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

## (3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

## 3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

## 4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

## 5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

## 6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 眼鏡等の視力矯正器具

## 7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

## (1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

## (2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

## (3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

## (4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

## 8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

- (1) 7月12日（日）に実施する試験については、6月1日（月）から同月19日（金）まで
- (2) 8月9日（日）に実施する試験については、6月29日（月）から7月17日（金）まで
- (3) 8月23日（日）に実施する試験については、7月13日（月）から同月31日（金）まで

## 9 その他

- (1) 会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。
- (2) 狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験はできない。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止のため、適性検査及び講習を中止し、又は日時、場所及び講習方法を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

## 和歌山県告示第719号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和2年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月22日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月16日	木	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月16日	木	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8	伊都
8月2日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田
8月4日	火	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	
7月17日	金	午後1時30分	御坊市民文化会館	御坊市藪258番地の2	日高
7月14日	火	午後1時30分	西牟婁総合庁舎	田辺市朝日ヶ丘23-1	西牟婁
7月16日	木	午後1時30分	西牟婁総合庁舎	田辺市朝日ヶ丘23-1	
7月22日	水	午後1時30分	西牟婁総合庁舎	田辺市朝日ヶ丘23-1	
7月16日	木	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁

## 2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

## 3 講習について

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護及び管理 45分

## 4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和2年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

## 5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具

(3) 講習テキスト

(4) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査の開始時刻に遅れた者は受講できない。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、適性検査及び講習を中止し、又は日時、場所及び講習方法を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

---

**和歌山県告示第720号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の265（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第721号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の265（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字垣立2222の2、2233の1、2233の2
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字小谷1428
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第725号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和2年4月1日から次の者に委託した。

令和元年和歌山県告示第50号(使用料の収納事務の委託)は、令和2年3月31日限り廃止した。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市太田37番地17 神田伸二

和歌山市福町34番地 リビエール福町902 梅木宏造

和歌山市小倉266番地7 濱田陽吉

橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春

有田郡有田川町大字金屋588番地 長尾照雄

御坊市藪677番地 湯川忠

西牟婁郡白浜町2533番地の1 白浜コート・ダ・ジュール411号 原勝教

新宮市井の沢7番26号 中上要